

相談窓口一覧

No.	相談内容	相談窓口	所在地	連絡先	備考
1	・住宅宿泊事業法全般に関すること	観光庁民泊制度コールセンター	-	0570-041-389	平日午前9時から午後5時まで
2	・市内での住宅宿泊事業届出に関すること ・市の住宅宿泊事業条例に関すること	八王子市健康医療部生活衛生課環境衛生担当	八王子市明神町3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階	042-645-5142	
3	・旅館業法に関すること ・ホテル旅館簡易宿所の営業許可に関すること	八王子市健康医療部生活衛生課環境衛生担当	八王子市明神町3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階	042-645-5142	
4	・市街化調整区域での営業に関すること	・八王子市まちなみ整備部開発指導課審査担当 ・八王子市都市計画部都市政策課都市政策担当 （両方の部署に相談してください）	開発指導課 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所5階 都市政策課 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所6階	開発指導課審査担当 042-620-7298 都市政策課都市政策担当 042-620-7301	市街化調整区域では営業できない 場合あり
5	・建築確認に関すること	八王子市 まちなみ整備部 建築指導課 審査担当	八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所5階	042-620-7264	
6	・用途地域に関すること	八王子市 都市計画部 都市政策課 都市づくり担当	八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所6階	042-620-7302	
7	・食事の提供に関すること	八王子市健康医療部生活衛生課食品衛生担当	八王子市明神町3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階	042-645-5115	
8	・排水(水質汚濁防止法)に関すること	八王子市環境部環境保全課環境改善担当	八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所2階	042-620-7255	
9	・飲み水の衛生に関すること ・井戸水の使用に関すること	八王子市健康医療部生活衛生課環境衛生担当	八王子市明神町3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階	042-645-5142	
10	・治安や犯罪行為に関すること	最寄りの警察署	八王子警察署 八王子市元本郷町3-19-1 高尾警察署 八王子市東浅川町23-34 南大沢警察署 八王子市南大沢1-8-3	八王子警察署 042-621-0110 高尾警察署 042-665-0110 南大沢警察署： 042-653-0110	最寄りの管轄窓口は https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/shokai/ichiran/kensaku/hachioji.html 管轄町名一覧参照
11	・消防法令(避難経路表示・自動火災報知設備など)に関すること	八王子消防署予防課	八王子市上野町33	042-625-0119	
12	・住宅宿泊管理業の登録申請等に関すること	営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局 (関東地方+山梨県・長野県の場合は右記)	関東地方整備局 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	関東地方整備局 048-601-3151	管轄窓口は http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000018.html 都市整備局一覧参照
13	・住宅宿泊仲介業の登録申請等に関すること	観光庁観光産業課	千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館	03-5253-8948	
14	・安全措置チェックリストの作成相談に関すること	・一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部 ・一般社団法人東京建築士会多摩ブロック南部支部	-	東京都建築士事務所協会八王子支部 042-645-5881 東京建築士会多摩ブロック南部支部 042-313-9634	東京建築士会多摩ブロック南部支部はメールにて相談受付可能 (shikainanbu@gmail.com)
15	・宿泊税に関すること	東京都千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当	千代田区内神田2-1-12	03-3525-7183	

必要書類申請窓口一覧

No.	取得可能書類	近隣の窓口	所在地	連絡先	受付時間	備考
1	・法人登記事項証明書 ・不動産登記事項証明書	東京法務局八王子支局	八王子市明神町4-21-2 八王子地方合同庁舎	042-631-1377	午前9時～午後5時	その他の窓口は http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html 全国法務局・出張所一覧参照
2	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書	東京法務局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎4階	03-5213-1360	午前9時～午後5時	その他の窓口は http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/kyokumei.htm 全国法務局一覧参照
3	・成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）	八王子市市民部市民課 （八王子市役所本庁舎） 八王子市市民部 八王子駅南口総合事務所	市民部市民課 八王子市元本郷町3-24-1 市役所1階 南口総合事務所 八王子市子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子4階	市民課 042-620-7232 南口総合事務所 042-620-1150	市民課 午前8時30分～午後5時（平日のみ） 南口総合事務所 平日：午前10時～午後7時 日曜：午前10時～午後5時	本籍が八王子市内の方のみ 各地域事務所でも申請可能